

大気汚染防止法では・・・

大気汚染の原因となるばい煙を排出する施設を「ばい煙発生施設」と指定し、排出基準、届出及び、ばい煙の定期測定・保管を設置者に義務付けしています。

(1) ばい煙発生施設の対象

燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50L/hr以上の固定内燃機関が対象。

⇒定置式(常用・非常用)のディーゼルエンジン駆動の発電機、コンプレッサが対象となります。

・当社の機種では、エンジン発電機ではSDG300S以上が対象となります。
(エンジンコンプレッサは一部の高圧機が対象となります。)

・エンジン発電機を並列運転する場合は、並列運転する合計台数の出力が1台としてみなされます。

(2) 規制内容

規制対象のばい煙の排出基準の順守

- ・窒素酸化物(NO_x)・・・950ppm($\text{O}_2=13\%$ 換算)
- ・硫黄酸化物(SO_x)・・・K値により規制、法のK値=17.5
- ・ばいじん・・・・・・・・・・0.1mg/m³N($\text{O}_2=13\%$ 換算)

事前届出の義務

発電機設置工事着手の30日前までに、「工事計画の届出」を所轄の経済産業省産業保安監督部に届出し、受理される必要があります。

※非常用発電機は、ばい煙の排出基準は定められていませんが、届出は必要となります。

※エンジンコンプレッサ等の場合、工事計画の届出を所轄の自治体に工事着手の60日前に提出しなければなりません。

定期測定・保管義務

設置者に対し、半期に1回以上の測定と3年間の保管義務が課せられています。

※自治体によっては、大気汚染防止の規制内容・基準値より厳しい、上乘せ規制を条例等で定めているところもありますので、対象となる発電機の導入計画段階で確認する必要があります。